

暑さを忘れる熱中クイズのネタ提供

謎解きに集中する時間を確保するために生活保護活用を！??

野宿を余儀なくされている人だけではない生活保護活用

生活保護受給者が増え続ける要因は何なのでしょう

暑い日が続いています。連日の猛暑日です。「心頭滅却すれば火もまた涼し」というコトバがあります。何かに熱中すれば、暑さを忘れる。

そんなことを願って、クイズネタを提供します。

さて、お題は、平成 21 年度中の敷金支給件数が 6001 件であるにもかかわらず、なぜ、野宿生活者はゼロでないのか、です。

大阪市の生活保護受給者は、1998 年から 2009 年の 11 年間で、7 万 1 805 人増えています。西成区では、1 万 3047 人増えています。この増加の要因として、経済的に貧しい単身高齢者が増えたことがあげられています。具体的には、釜ヶ崎の日雇い労働者が高齢のため働けなくなり、野宿から生活保護へ移行したのが大きな要因の一つである、といわれています。

今年の 1 月に、大阪市の調べで確認された市内で野宿をしている人は、2860 人と発表されています。1998 年の 8660 人からすれば 5800 人の減少ですが、まだまだ、頑張る人、生保手続きを知らない人が多いらしい数字に、少し、驚いています。

それはさておき、野宿をしていた人や施設にいた人、入院していた人の減少と、毎年の新規野宿者の見込み数のすべてが、生活保護に移行した結果、大阪市内野宿者数が 2860 人に減ったと仮定すれば、

この謎を解くと、生活保護優待券がもらえる？
そんなことはありません。困窮の事実に基づき誰でも！

	2009 年
	平成 21 年
24 区敷金	3,659
市更相敷金	2,342

	1998 年 平成 10 年	2003 年 15 年	2004 年 16 年	2007 年 19 年	2008 年 20 年	2009 年 21 年	増加数
大阪市生活保護受給人員	50,803	87,910	95,854	109,973	113,405	122,608	71,805
西成区生活保護受給人員	10,064	19,163	19,836	21,757	22,708	23,111	13,047

	1998 年 平成 10 年	2003 年 15 年	2004 年 16 年	2007 年 19 年	2008 年 20 年	2009 年 21 年	2010 年 22 年	減少数
大阪市内野宿者	8,660	6,603		4,069	3,647	3,724	2,860	5,800
市更相	3,383	2,761	2,663	2,203	1,996	2,025		1,358
緊急入院保護業務センター			3,123	2,259	1,973	1,742		1,381
新規増加推定数(500 人×12 年)								6,000
生活保護移行推定数								14,539
白手帳アプレ受給実人員	10,552	8,258	6,786	2,542	2,398			8,154

1万4539人が生活保護に移行したと、計算することができます。

この数字は、西成区の生活保護受給者の増加数を上回っていますが、大阪市全体の増加数の約2割を占めるに過ぎません。

平成21年度に大阪市が敷金支給した件数は、601件でした。21年1月の野宿生活者数は3724人とされていますから、単純に敷金支給対象者を野宿している人だけと考えると、野宿している人がゼロになってもおかしくない数字です。

白手帳でアブレをもらっていた人は、1998年から2008年にかけて8154人減っていますが、2007年から2千人台になっており、白手帳から生活保護への移行組の大きな波はもうすでに過ぎ去っていると考えられます。

24区の敷金支給の多くは、野宿からの移行組でなく、転居や知人宅に同居していた人で、同居状態を続けられなくなった人が対象であったように想像されます。

これは、生活保護が制度として機能していることであらわれです。あなたも、積極的に生保活用を！

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入りががあります。

「自助努力援助のための手引き書ー生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。利用期間は、3ヶ月、事情により6ヶ月です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。